

群馬県済生会前橋病院内売店運営事業者出店要項

1. 出店条件

売店エリアの再整備と運営

- (1) エリア内であれば、器材の設置箇所等は出店事業者に一任する
- (2) 前橋病院の要望には可能な限り対応すること
- (3) 空調機器や電気設備、水道など現設備以外の工事費用は事業者負担とすること
- (4) 現行売店運営が行っている業務内容は全て行うこと
- (5) 開店までは仮売店を設置すること（陳列商品は病院担当者と協議すること）

2. 賃貸料等その他条件

- (1) 契約期間
令和 9 年 1 月 1 日から令和 13 年 12 月 31 日まで 5 年間
- (2) 賃貸料
70,000 円/月（消費税込み）
- (3) 営業時間
患者、面会者、職員その他利用者の利便性に配慮したものとする
- (4) 売店の設置・運営
関係法規及び前橋病院関係規則等及び別紙 2「前橋病院売店に関する業務内容仕様書」に定めることを遵守すること
- (5) 職員への福利厚生
職員向け販売割引価格の設定等可能な限り職員への福利厚生を考慮すること
- (6) 廃棄物処理・環境整備
売店運営に伴い発生する廃棄物については、事業者の責任において処理する。
また、売店内及び使用の許可を受けた範囲の清掃は事業者の責任において実施する他、病院内売店であることに留意し常に清潔な環境を保つこと
- (7) 光熱費
電気料金は毎月メーターで計測し、当該料金を事業者負担とする（計測は管財担当者が行う）
- (8) 他業者が設置している自動販売機に不具合が生じた場合、故障中の貼紙貼付や管理会社への連絡といった 1 次対応を行うこと
- (9) 契約終了時においては、原状回復工事を行うこと

3. スケジュール等

- ①現事業者契約満了日：令和 8 年 12 月 31 日（12 月 20 日～31 日は既存売店の現状復旧工事）
- ②開店日：令和 9 年 1 月 31 日までに開店すること
- ※ 開店までの仮売店は隣接するイートインスペースを利用することが可能

4. 現在仕様（参考）

営業時間

月～金 9：00～17：00

土曜日 11：00～14：00

日・祝日 閉店

※GW、年末年始など変更が生じる場合は、協議の上営業時間を決定する